

最近におけるアメリカの州税制の動向

——課税・支出制限を中心として——

前 田 高 志

1 本稿の目的

アメリカの連邦財政はここ35年間のうち5年を除いて赤字を計上してきたが、とりわけ最近における膨大な財政赤字はアメリカ国内はもとより世界経済にも大きな影響を及ぼしている。レーガン政権は1981年の発足と同時に経済再建プログラムを開始し、財政改革による連邦支出の伸びの抑制、個人及び企業に対する減税、大幅な規制緩和、通貨安定と金融市場回復のための金融政策に取り組んだ。しかし、いわゆるレーガン減税（経済再建税法）の経済成長促進効果は期待されたほどではなく（したがって税収増収効果も小さく）、また連邦歳出が抑制されたものの（増加率は1979～1981年度の年平均13.5%から1982～1985年度の同9.1%へ）その伸びは経済成長率を上回り、連邦財政の規模縮小、財政赤字の解消への途はなお険しい。

こうした連邦の財政状況と比べれば、表1に示すように州財政は比較的健全である。州経済が最も悪化した1983年度においてさえ、財政赤字を出した州は8州にとどまり、財政規模も連邦財政の対G N P比が25%を超えているのに対し、州財政のそれは35年間に3%から6%に上昇したにすぎない。しかし、レ

注) 筆者は昭和60年9月から61年2月の間、関西学院大学経済学部において文部省内地研究員制度による研修の機会を与えられた。研修期間中は指導教官の橋本徹教授をはじめ、山本栄一教授、林宜嗣助教授ほかの諸先生より多大なる御教示を頂いたが、ここに本誌への寄稿を許されたことと併せて感謝の意を表わしたい。なお、本稿はその間の研究成果の一部をまとめたものである。

最近におけるアメリカの州税制の動向

表1 1980年代における州財政の動向 (単位:100万ドル)

	1980年度	1981年度	1982年度	1983年度	1984年度
州 歳 出	257,812	291,527	310,292	334,019	351,446
うち一般歳出	228,223	253,654	269,490	285,042	309,684
州 歳 入	276,962	310,828	330,898	357,661	397,087
うち一般歳入	233,592	258,159	275,111	290,480	330,740

資料) U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *State Government Finance*.

ーガン政権による連邦支出削減と新連邦主義政策の下で、州に対する連邦補助金は1980年度643億ドル、1981年度708億ドル、1982年度660億ドル、1983年度690億ドル、1984年度761億ドルと、1982年度を除き金額的には増加しているものの伸び率が一般歳入のそれを下回っており、今後、歳入面での連邦補助金のウェイトの低下が続くとすれば、州財政は大きな影響を受けることになる。また、個々の州や地域についてみると財政状況は一様ではなく、特にサン・ベルトと呼ばれる地域とスノー・ベルト、フロスト・ベルトと呼ばれる地域では経済力の差異を反映して財政状況が大きく異なる。また、経済力に合わせて積極的な財政活動を展開しているアップ・ステートと逆のダウン・ステートへの分極化現象も生じてきた。

このように州財政は現在、連邦財政ほどドラスティックな形ではないにせよ、重要な転換期を迎えている。連邦の場合、上述の歳出削減のほか税制面では経済再建税法や、先進諸国の税制改革のモデルとして注目をあびている「公平」「経済中立性」「簡素化」のための抜本的な税制改革など、思い切った財政改革が試みられてきた。これに対し、州レベルでは1970年代後半の「納税者の反乱」を契機に課税・支出制限の動きが広がっている。それは税制改革という形では現われていないが、現在の州税制及び州の「創造物」である地方団体の税制をめぐる一つの流れを創っている。そこで本稿では、こうした州・地方税制の動向に特に着目し、1980年代前半及び今後の州財政の中でそれが持つ意味について考えてみたい。

最近におけるアメリカの州税制の動向

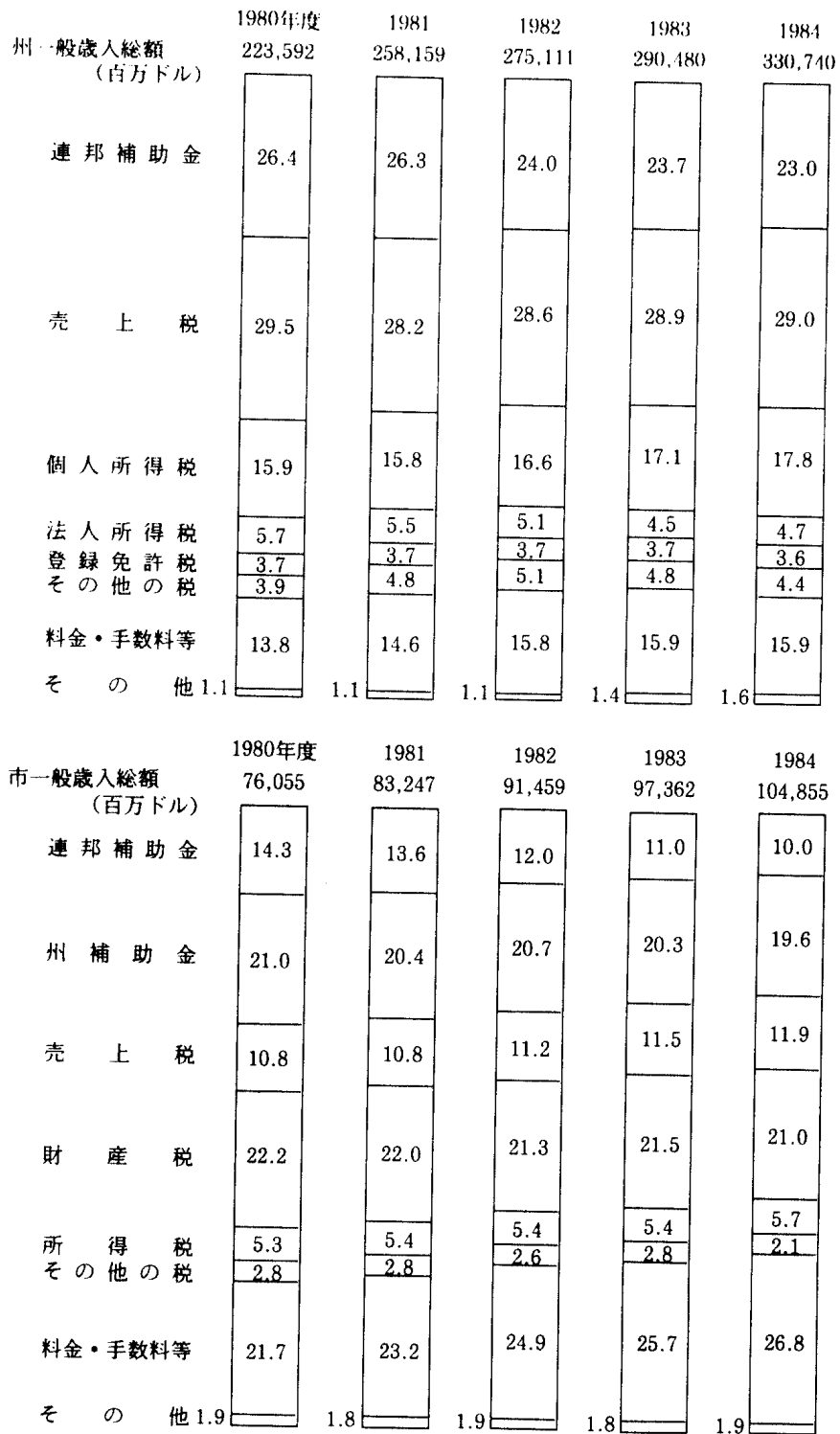


図1 州・地方の歳入内訳 (%)

資料) U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *State Government Finance in 1984, City Government Finance in 1983-84*.

最近におけるアメリカの州税制の動向

2 州税制の現状

州の歳入は図1に示す通り、州税が最も大きな歳入源であるが、連邦補助金への依存度も高い。近年、連邦支出抑制の一環として連邦補助金が削減されてきており、州はそれを州税や料金収入等の引上げで補填する傾向にある。州税で主要なのは一般（小売）売上税、個人所得税であり、1984年度の税収割合はそれぞれ31.8%、28.9%で、個別売上税16.9%、法人所得税7.9%、財産税2.0%と続く。1960、70年代と比較して一般売上税、個人所得税、法人所得税のウェイトが高まっており、個別売上税、財産税のそれは低下してきている。

ただし税制や税収構造は州、地域によりかなり異なっており、表2のように、一般売上税についてはフロリダ州やハワイ州、テネシー州、ワシントン州などで、個人所得税はデラウェア州、マサチューセッツ州、ニュー・ヨーク州、オレゴン州などで税収の割合が大きい。他方、1985年10月の時点でアラスカ州やデラウェア州など5州は一般売上税を、またフロリダ州やテキサス州など6州は個人所得税を採用していない。

1984年のデータによれば、一般売上税の税率は3%台9州、4%台15州、5%台15州、6%台6州、7%台1州といった開きがあり、1人当たり年間税額も6州が200ドル以下、25州が200～300ドル、14州が300ドル以上とさまざまである。代表的な個別売上税の自動車燃料税（全州が採用）の税率は、2州がガロン当たり5～7.5セント、14州が8～10セント、21州11～13.8セント、11州14～16セント、2州17～18セントとなっている。また、44州の個人所得税は、税率や控除制度等についてさらに大きな差異があり、1人当たり年間税額はデラウェア州（590ドル）、ミネソタ州（557ドル）、ニュー・ヨーク州（529ドル）、マサチューセッツ州（481ドル）、ウイコンシン州（458ドル）などで高く、ニュー・メキシコ州（53ドル）、ルイジアナ州（91ドル）、ミシシッピ州（100ドル）、ノース・ダコタ州（108ドル）、アラバマ州（156ドル）などで低い。

なお、地方レベルでは、マサチューセッツ州、メイン州及びニュー・ジャー

最近におけるアメリカの州税制の動向

表2 各州の州税収の内訳

(単位：%)

	一般売上税	個別売上税	個人所得税	法人所得税	財産税	その他
アラバマ	27.2	28.7	23.0	8.3	2.1	10.7
アラソカ	—	4.5	0.1	15.4	6.6	73.4
アリゾナ	45.2	14.2	20.9	7.8	5.1	6.8
アーカンソー	36.5	18.5	28.2	6.9	0.3	9.6
カリフォルニア	34.3	8.9	36.1	12.6	4.1	4.0
コロラド	37.1	14.7	35.8	4.1	0.3	8.0
コネチカット	43.4	25.3	9.0	13.0	0.0	9.3
デラウェア	—	13.1	48.2	6.3	—	32.4
フロリダ	54.3	23.9	—	5.0	2.0	14.8
ジョージア	34.4	16.3	37.1	8.0	0.4	3.8
ハワイ	51.2	11.3	32.3	3.0	—	2.2
アイダホ	35.2	17.4	33.1	3.7	0.0	10.6
イリノイ	30.5	18.7	34.0	6.5	2.2	8.1
インディアナ	48.7	12.7	30.0	3.2	0.5	4.9
アイオワ	32.8	14.5	35.2	5.9	—	11.6
カンサス	29.0	15.6	31.7	7.6	1.3	14.8
ケンタッキー	27.0	18.0	25.4	7.1	8.2	14.3
ルイジアナ	28.3	16.7	13.0	8.4	0.1	33.5
メイン	34.3	20.6	28.5	5.7	1.6	9.3
メリーランド	25.0	20.2	40.7	5.0	3.0	6.1
マサチューセッツ	21.4	12.8	47.8	12.5	0.1	5.4
ミシガン	26.5	10.6	39.5	15.1	1.9	6.4
ミネソタ	24.6	15.6	45.6	6.0	0.1	8.1
ミシシッピ	49.8	13.8	14.9	6.3	0.0	15.2
ミズーリ	43.5	12.9	29.6	5.4	0.2	8.4
モンタナ	—	23.1	29.2	6.1	6.7	34.9
ネブラスカ	35.0	20.8	28.5	6.3	0.2	9.2
ネバダ	47.8	37.2	—	—	3.7	11.3
ニュー・ハンプシャー	—	46.3	5.3	22.6	3.8	22.0
ニュー・ジャージー	28.8	24.3	24.8	11.6	0.6	9.9
ニュー・メキシコ	42.0	14.8	5.4	3.9	1.0	32.9
ニュー・ヨーク	20.7	14.8	49.8	8.1	—	6.6
ノース・カロライナ	21.6	21.5	38.5	7.9	1.6	8.9
ノース・ダコタ	29.9	14.7	10.8	6.4	0.3	37.9
オハイオ	32.6	20.7	31.1	6.6	1.4	7.6
オクラホマ	17.2	16.6	24.7	3.6	—	37.9
オレゴン	—	11.7	65.8	7.8	0.0	14.7
ペンシルバニア	28.3	20.1	26.4	1.7	1.9	21.6
ロード・アイランド	30.6	20.8	35.2	7.3	0.8	5.3
サウス・カロライナ	33.5	20.1	33.4	6.7	0.4	5.9

最近におけるアメリカの州税制の動向

サウス・ダコタ	49.9	31.0	—	5.0	—	14.1
テネシー	54.0	21.6	2.2	9.0	—	13.2
テキサス	38.7	26.2	—	—	0.0	35.1
ユタ	44.2	11.8	32.3	3.8	0.0	7.9
バーモント	19.6	31.4	32.0	5.5	0.2	11.3
バーヂニア	20.5	21.2	43.3	6.0	0.8	8.2
ワシントン	60.0	16.2	—	—	15.2	8.6
ウェスト・バージニア	45.9	19.1	23.0	5.4	0.1	6.5
ウイコンシン	26.9	13.7	42.6	7.7	3.3	5.3
ワイオミング	22.1	6.3	—	—	15.2	56.3

資料) U. S. Department of Commerce, Bureau of Census, *State Government Finance in 1984*.

ジー州の大半の地方団体は財産税を唯一の税としているほか、地方小売売上税が課税されているのは26州においてである。1984年度の地方の税収割合は財産税75.0%、一般売上税10.2%、個別売上税4.6%、個人所得税4.6%であった(市の税収割合は財産税50.5%、一般売上税17.5%、個別売上税11.0%、個人所得税13.7%)。

3 プロポジション13から課税・支出制限へ

1970年代後半以降の州(および地方)税制の展開にとって最もエポック・メイキング的な存在は、1978年6月、カリフォルニア州の州選挙において提案されたプロポジション13である。プロポジション13は州憲法で規定されている財産税制度の改正(減税)を求めたもので、住民投票13番目の案件として住民から出され、地方団体の主要な税収源である財産税の課税に一定の規制を加えたことと、その後の各州における一連の減税運動への引き金になったという点で、アメリカの州・地方財政のみならず連邦財政の運営にも大きなインパクトを与えることになった。プロポジション13の具体的な内容は

- 財産税の税額の上限を不動産実評価額の1%以内とする(当時は平均2.7%)。
- 不動産評価額は1975年3月1日における時価を基準とし、初年度以降の上昇率は原則として年2%を上限とする。
- 州税の増税、新税創設は州議会上・下両院での2/3以上の賛成を、また地方団体における特別税の新設は住民投票の有効票の2/3以上の承認をそれぞれ必要とする。ただし、不動産関係の新税創設は一切認められない。

最近におけるアメリカの州税制の動向

• 以上の規定を1978年7月1日から実施する。
などである。

こうした提案が住民によってなされた背景には、当時、ブラウン州知事（1975年に就任）による社会福祉、保健、教育政策が州・地方財政の支出増・肥大化をもたらし、負担に比して受益の小さい中産階級を中心に財産税への批判が強まっていたことがあった。さらに、急激なインフレや人口流入等により地価が高騰したこと、インフレ・好景気によって州一般会計剰余金がかなり膨らんでいたことも、その動きに拍車をかけた。

プロポジション13を契機としてカリフォルニア州内では減税運動、財政支出抑制運動が活発化し、1979年11月に州・地方自治体の予算、歳出規模を前年度支出額に「インフレ率＋人口増加率」を乗じた額以下に抑制するプロポジション4が可決されたほか、1980年6月に州所得税負担を1/2にするプロポジション9が上程（可決）され、また1982年6月には州相続税・贈与税の廃止、州所得税のインデックスを内容とする提案が可決されている。

財産税減税の地方財政へのインパクトは当初は州一般会計剰余金の取崩し＝地方補填（減税による財源不足額の80～90%を補填）によってかなり相殺されており、減税運動の正当性を裏付ける好材料となっていた。しかし、その後の経済の低迷は州財政を悪化させ、一連の減税・歳出抑制提案と併せて、州からの援助によって表面上、危機を回避してきた地方財政も深刻な状態に陥っている。

プロポジション13の成立は全米の納税者運動にも大きな影響を与え、さまざまな財政抑制手法の登場を促した。表3は1970年代後半から80年代初めのその種のプログラムの実施例であるが、各州ではこうした措置によって、州（地方）財政の拡大に一定の歯止めをかけてきた。さて、これらの中で実施例は19州に限られていたものの（西部地域に集中する傾向にある）、最も注目されているのが課税・支出制限（Tax and Expenditure Limitations；TEL）であろう。

1978～82年に実施された州の課税・支出制限案の内容は表4の通り、歳出ないし歳入の伸びを、州の個人所得の伸びやその他の経済指標に制限するもので

最近におけるアメリカの州税制の動向

表4 州の歳出・歳入制限の実施状況 (1976~82年)

州	採用年	改正	規制対象	基準
アラスカ	1982	州法	歳出	インフレ率+人口伸び率
アリゾナ	1978	州憲法	〃	個人所得水準
カリフォルニア	1979	〃	〃	インフレ率+人口伸び率
コロラド	〃	州法	〃	前年度歳出
ハワイ	1978	州憲法	〃	個人所得伸び率
アイダホ	1980	州法	〃	個人所得水準
ルイジアナ	1979	〃	歳入	個人所得伸び率
ミシガン	1978	州憲法	〃	基準年の歳入/個人所得比
ミズーリ	1980	〃	〃	〃
モンタナ	1981	州法	歳出	個人所得伸び率
ネバダ	1979	〃	〃	インフレ率+人口伸び率
ニュー・ジャージー	1976	〃	〃	1人当り所得伸び率
オレゴン	1979	〃	〃	個人所得伸び率
ロード・アイランド	1977	〃	〃	前年度歳出
サウス・カロライナ	1980	〃	〃	個人所得伸び率
テネシー	1978	州憲法	〃	〃
テキサス	〃	〃	〃	〃
ユタ	1979	州法	〃	〃
ワシントン	〃	〃	歳入	〃

出所) Aronson, J. R., & J. L. Hilley, [1986], p. 224.

ある。たとえば、テネシー州では税収、支出の伸び率が州個人所得のそれを超えないこととされ、アイダホ州では歳出予算に州個人所得の5 $\frac{1}{3}$ %という上限が設定されている。これらのうち11州はプロポジション13成立の18カ月以内に採用している。ただし、既に1976年に採用済みのニュー・ジャージー州は1983年に期限切れとなり、また、ユタ州では関係法が制定されず実質的には施行されていない。

このほか、地方団体に対する制限措置として、31州で財産税の税率、19州で財産税収の制限が行われている。これらのうち、1980年11月に可決されたマサチューセッツ州のプロポジション2 $\frac{1}{2}$ は、財産税の実効税率が2.5%以上の地方自治体は実効税率が2.5%になるまで税収総額を毎年15%ずつ削減し、2.5%達

最近におけるアメリカの州税制の動向

成後は税収総額の伸びを年2.5%以下に抑制する（実効税率2.5%以下の地方団体も同じ）というものであるが、財産税が地方団体のほとんど唯一の税源であり、州に地方援助の財政力がないマサチューセッツ州で行われたこと、そしてインフレ下の2.5%増収は実質減収を意味するなどより、それは地方財政に極めて深刻な影響をおよぼすものといえる。しかし、それでもなおかつ、こうした措置がとられたことに注目すべきであろう。

歳入の制限は州税（および地方税）や公共料金の減税・引下げを求め、あるいは増税・引上げを制限し、また歳出の制限も間接的に同じ効果を有するということで、ともに州税制の運営に影響を与える。しかし、一連の課税・支出制限の短期的な効果に関しては、その評価に一定のコンセンサスが成立しているわけではない。Bail [1983]、Gold [1983] が否定的な見解を表明している一方で、Shannon and Calkins [1983] は「単に、課税・支出に制限を与えただけでなく、州・地方の政策立案者に『プロポジション13号タイプの制限を避けるのなら、公共支出の伸びを民間経済の伸び以下に抑えよ』という強力なメッセージを与えた」と評価する。

A CIR（政府間関係諮問委員会）は1984年に37州を対象に調査を行ったが、これはコロラド州やロード・アイランド州、アリゾナ州、テキサス州などで課税・支出制限の影響による減税や歳出制限がなされているものの、一般的には課税・支出制限を導入した州とそうでない州で顕著な違いは認められない、と結論づけている。

その有効性が低いとするならば、原因の一つとして考えられるのは、大半の州において課税・支出制限の対象が全歳出に及んでいない（A CIRの調査では全歳出の約60%にすぎない）ことである。すなわち、連邦補助金や州債、社会保険信託基金などが制限の対象から外されることが多いし、州によっては料金収入や資本整備基金が対象とされない。また、歳出のすべてに関して制限がなされる場合でも、支出が上限に近づいた際に支出の一部を制限外の歳入源から調達した例がある。いま一つの要因は、70年代の終わりから80年代初めにかけて

最近におけるアメリカの州税制の動向

二度の不況により州の歳入が伸び悩んだために、実際の支出水準が歳出上限を大きく下回り、課税・支出制限が機能するまでに至らなかったことである。その意味では、今後、アメリカ経済が本格的に立ち直り、経済成長率が高まった時に改めて課税・支出制限の有効性が問われることになるだろう。

4 最近の課税・支出制限の動きとその問題点

前に表4で見たように課税・支出制限は1978年から80年の間に集中的に導入され、その後は鎮静化する。しかし、1984年になって13州で課税・支出制限の修正、新規導入が提案され、「納税者の反乱」が残存していることを示した。表5はその概要であるが、従来の課税・支出制限のように一定の基準によって歳出・歳入を自動的に規制するものだけではなく、減税そのものを求めたり、増税の条件として州議会や住民投票での過半数の承認を掲げたりするものが多い。

こうした動きが新たに出てきたのは、1983年に州レベルで1973年以降最大規模の増税（70億ドル以上）が実施され、しかも、この増税が折からの不況＝税収落ち込みの状況下での従来の公共サービス水準の維持（減収分の補填）にのみ充てられたためである。すなわち、納税者にとって受益の実質的な増加がないにもかかわらず、租税負担が上昇したことが、課税制限への支持を高める結果となった。無論、保守的減税運動グループの活動が資金的・組織的基盤を整え、「納税者の反乱」の存続を支えてきたことは言うまでもない。

さて、1984における課税・支出制限が初期のそれと大きく異なるのは、増税や公共料金等の引上げの可否を住民投票ないし州議会で過半数の賛成を得ること等で決定しようという点にあり、その結果、従来よりも増税が困難になったことであろう。その主な具体例は下記の通りである。

カリフォルニア州 州公共料金等の引上げは州議会での2/3以上、地方公共料金の引上げには住民投票で2/3以上の賛成を要する
(州・地方税についてはプロポジション13で実施済み)。

表5 1984年における新たな課税・支出制限案

州名	提案・提案者	新規・改定	法的根拠	内容
アラバマ	議員	改定	州法	歳出制限の指標としてインフレ率、人口を利用
アリゾナ	議員	改定	州憲法	歳出上限を個人所得の7%から6.5%に引下げ、予算緊急基金新設
カリフォルニア	「新プロポジション13」住民	改定	州憲法	州・地方公共料金等引上げを制限、財産税の評価額を1978年から1975年に遡って再評価し、13億ドルの払戻し
フロリダ	「連邦均衡予算」住民	新規	州法	連邦予算の均衡予算化ないし議員給与支払延期を請願
フロリダ	「州憲法修正1号」住民	新規	州憲法	州・地方歳入の伸びを消費者物価年上昇率の2/3に制限（ただし、上限は5%）
ハワイ	議員	再開	州法	歳出制限を再開
ハワイ	議員	改定	州憲法	超過税収を自動的に払戻す剰余金規定の廃止
ルイジアナ	議員	改定	州憲法	歳入制限から歳出制限（個人所得の伸びに対応）に変更
ミネソタ	「投票者の選択」住民	新規	州憲法	1982年以降のあらゆる州・地方税、公共料金等の引上げを無効とし、今後の増税には住民投票による承認を必要とする
ネブラスカ	「請願1号」住民	新規	州憲法	1人当り個人所得に基づき歳出制限の導入（ただし、年増加率は5%まで）
ネバダ	「請願2号」住民	新規	州憲法	財産税を市場価値の1.5%に制限
ニュー・ジャージー	議員	再開	州法	従来歳出規制を一部修正して再開
オハイオ	住民	新規	州憲法	1983年以降のあらゆる州税の増税を無効とする
オレゴン	住民	新規	州憲法	増税には州議会での過半数の承認を必要とする
オレゴン	住民	新規	州憲法	財産税を1981年評価額の1.5%に制限し、住民投票を州・地方税増税の条件とする
オレゴン	住民	新規	州憲法	5%の売上税を新設し、既存の歳出制限を州法から州憲法の規定に変更
ロード・アイランド	議員	改定	州法	知事の予算増加要求を年5.5%から6%に引上げ
サウス・カロライナ	議員	改定	州憲法	州法による歳出規制を、州職員数制限を含む州憲法規定に格上げ
バークシャー	議員	新規	州憲法	州経済の成長率に対応した歳出制限の導入
ワシントン	「465号動議」住民	新規	州法	大半の州税の税率引下げ、歳入制限をインフレ率及び人口増加率に対応した歳出規制に変更

出所) Kenyon, D. A., and K. M. Banker, (1984), p. 440.

最近におけるアメリカの州税制の動向

- ミシガン州 州・地方税の増税は住民投票，州・地方公共料金等の引上げは住民投票あるいは州議会の 4/5 以上の賛成を要する。
- ネバダ州 州・地方税の増税および公共料金等の引上げには行政機関の 2/3 以上の賛成，および住民投票での承認を要する。
- オレゴン州 州・地方税の増税，公共料金等の引上げには住民投票での承認を要する。
- ワシントン州 2 年間は主な州税の増税について州議会の 2/3 の賛成を要する。

これらの内容からわかるように，歳入面での制限の対象が公共料金に広げられたのも1984年の動きの特徴と言える。これは主として公共料金を当該公共サービスの供給原価まで下げようとしたものであり，州（地方）が歳入源を税収から料金収入にシフトさせるのを防ぐことを目的としていた。

さて，既に前節でもふれた有効性は別として，これら課税・支出制限にはその構造自体にいくつかの問題が含まれる。まず，州民による投票制度は直接民主主義のメリットを有する一方で，州議会における議員の力の低下をもたらしほか，住民投票の運営や情報提供に係るコストを膨らませる。また，歳入不足が生じた場合の素早い対応が困難になるし，そもそも住民側に社会保険税や相続・贈与税といった細かな税に関する決定を行うに十分な情報があるかどうかも疑問となる。

さらに，歳出・歳入を特定の基準で制限する手法は，その大半が前年度の経済指標，たとえば個人所得をベースとしており，基準年度あるいは基準ベースでの歳出・歳入値が既に高ければ，制限目標自体が望ましい水準を逸脱していることもありうる。実際に，ミシガン州とミズーリ州が歳入の伸びを同じく州個人所得の成長率に制限しながら，個人所得水準の差から前者では制限が緩やかに，後者では厳しくなったという事例もある。

5 1980年代の州税制をめぐる二つの流れ

さて、技術面での問題を含むとはいえ、1984年における新たな課税・支出制限の活性化は州（地方）財政の規模に対する規制の「草の根」レベルでの人気の高さを意味する。州は剰余金を縮小するために減税を行うことがあるし、税収の伸びはマクロ経済にあわせて変化するため、その効果を短期的・数量的に検証するのは難しいが、課税・支出制限のリバイバルが「州政府は州経済の成長を超えて拡大すべきではない」という有権者の価値判断を示したことは明らかである。その意味で、今後も、こうした課税・支出制限の展開が具体的な規制を導入した州だけでなく、全米レベルでの州税制の動きに大きな影響力をもつと言えよう。

ところで、レーガン政権は連邦政府の膨大な赤字の解消のため、新連邦主義に基づき行財政機能を州レベルへと分権化させ、社会福祉分野を中心に連邦補助金の削減を積極的に進めてきた。連邦補助金は1970年代の後半の5年間に66.4%増大したが、1980年度から84年度の間には6.7%しか伸びていないし、州・地方の歳出に占める割合も1975年度の23.0%から80年度の26.3%に上昇した後、84年度には21.2%にまで下がっている。

こうした状況の中で、州によっては現行レベルの福祉政策・行政水準維持のため、増税によって連邦からの財源の減少を補うものも出てきているし、1981年から1982年にかけて、レーガン財政と関連した増税（個人所得税が中心）を行った州は20州におよんだ。地方レベルでは東・中部の都市地域でこの動きが顕著であり、また大都市の約40%が増税を実施ないし計画中である。地方団体の多くは、財産税の課税に何らかの制限を受けているため、財産税以外の売上税や所得税あるいは料金収入でカバーすることが多い。これは前述の草の根レベルでの減税運動を反映した歳入制限の動きとは全く逆の方向を志向するものであるが、一方における地方税制の動向として注目すべきであろう。

これら相反する二つの流れの中で1980年代後半の州税制がどのように展開し

最近におけるアメリカの州税制の動向

てゆくか、それはアメリカの州政府の自律性、あるいは連邦主義にとって一種の試金石であるかも知れない。

参考文献

- Aronson, J. R., and J. L. Hilley, *Financing State and Local Governments*, 4th ed., Brookings Institution, 1986.
- Bails, D., "A Critique on the Effectiveness of Tax-expenditure Limitations," *Public Choice*, No. 38, 1983.
- Commerce Clearing House, *State Tax Handbook*, Commerce Clearing House, 1985.
- Council of State Governments, *The Book of the States 1984-1985*, Vol. 25, The Council of State Governments, 1984.
- Gold, S. D., "State Tax and Spending Limitations; Paper Tiger or Slumbering Giants?," *Legislative Finance Paper* No. 33, National Conference of State Legislatures, 1983.
- Gold, S. D., "Contingency Measures and Fiscal Limitations: The Real World Significance of Some Recent State Budget Innovations," *National Tax Journal*, Vol. 37, No. 3, 1984.
- 東尾 正「アメリカの地方税制を巡る最近の動きについて」『地方税』昭和57年9月.
- 東尾 正「最近の米国における地方税制の動向について（上）」『地方税』昭和58年2月.
- 東尾 正「最近の米国における地方税制の動向について（下）」『地方税』昭和58年3月.
- 本庄 資「アメリカの州税」財経詳報社，昭和61年.
- Kenyon, D. A., and K. M. Baker, "Fiscal Discipline; Lessons from the State Experience," *National Tax Journal*, Vol. 37, No. 3, September 1984.
- Shannon, J., and S. E. Calkins, "Federal and State-Local Spenders Go Their Separate Ways," *Intergovernmental Perspective* 8, 1983.
- 新藤宗幸「アメリカ財政のパラダイム・政府間関係」新曜社，昭和61年.
- U. S. Advisory Commission on Intergovernmental Relations, *Significant Features of Fiscal Federalism*, 1982-83 Edition.
- 拙稿「レーガン政権下の連邦主義とアメリカ州・地方財政」『都市問題研究』第38巻第1号（通巻421号），昭和61年1月.